

令和3年度事業計画

第1 基本方針

1 「後見の専門職」として信頼性の確保と意思決定支援を踏まえた後見事務の在り方の確立

当法人の会員が「後見の専門職」として信頼性を確保・維持するため、そして、当法人が成年後見制度における社会的役割を着実に果たすことができるよう基盤強化を図るため、財産管理のみならず意思決定支援・身上保護も重視した後見事務を行うことができる会員の増強を図り、福祉的な観点も重視した制度の担い手を育成する。

2 成年後見制度利用促進基本計画に関する取組・次期基本計画案の策定への積極的関与

令和3年度は5か年計画の成年後見制度利用促進基本計画の最終年度に当たる。これまでの取組状況の確認、従前の方針に沿った取組の継続とともに、未解決の課題、浮かび上がってきた課題等への対応については次期の基本計画に盛り込む等されて継続的な検討課題となることが予想される。次期の基本計画案の策定の検討の状況も見据えながら、今年度も成年後見制度利用促進基本計画に関する取組を継続し、第2期の成年後見制度利用促進基本計画の案の策定に向けた作業に積極的に関わる。

3 財務運営改革の実施に向けた取組

当法人の財務運営改革については、長期的視野に立ち、本部及び50支部が当法人の公益目的事業を確実に実行できるよう当法人の財政状況を分析して財政基盤の再構築を目指し、日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）との合同会議を踏まえた「当法人の財務運営改革の具体化（案）」を策定して取り組んでいるが、令和3年度も引き続き当法人の財務運営改革の具体的方針に関し理解を得る活動、支部間の平準化等の取組を通じて本部ガバナンスの礎の強化に継続して取り組み、令和5年度の実施に向けて活動していく。

4 法人組織運営改革に向けた具体的な検討

現在進行中の財務運営改革とあわせて法人組織運営の見直しを図るため、日司連と合同会議を行い、令和2年度に「中間報告」を取りまとめた。令和3年度は「中間報告」に示された方向性に基づき、主に、総会運営の在り方と役員選考の在り方に関する個別課題について、改革に向けた具体的な検討を開始する。

第2 重点目標

【公益目的事業】

I 公1 専門職後見人養成・指導監督事業

1 公1 - ① 専門職後見人指導監督事業

(1) 執務管理支援

- ① 業務報告書の提出義務の確認及び履行確保に関する運用指針の推進
- ② 会員指導の充実並びに、支部における業務報告精査の精度向上を目的とした講習資料の提供
- ③ 業務報告時における安全管理措置を講ずるための具体的な手法の検討
- ④ 任意代理マニュアルの見直し
- ⑤ 司法書士法人による後見事務等の履行体制基準の見直し
- ⑥ 任意代理契約（三面契約）の契約内容確認作業
- ⑦ 執務管理センター職員に対するフォローアップ研修等の実施

- ⑧ 後見事務の遂行に関して支部等から寄せられる相談への対応
- (2) 業務審査委員会における検討に関する事項
- (3) 紛議に関する事実関係の調査

2 公1 - ② 専門職後見人養成事業

- (1) 後見人等候補者名簿新規登載及び登載更新研修のコンテンツの制作
- (2) 第7回指定研修の実施及びその研修用録画DVDの作成
- (3) 研修内容の充実及び研修受講機会確保を目的とした新たな研修の在り方についての検討
- (4) 支部研修に対するバックアップ体制の充実と研修の共通補助教材の検討
- (5) 意思決定支援に関する研修の企画及び実施

II 公2 法人後見・法人後見監督事業

- 1 個人後見を補完するための法人後見の実施
- 2 事務担当者・支部・本部間の情報共有体制の充実
- 3 一定の高額資産保有事件における法人後見監督執務体制の整備

III 公3 成年後見普及啓発事業

1 公3 - ③ 高齢者・障害者相談事業

- (1) 高齢者・障害者のための成年後見相談会及び全国出張相談援助事業の実施
- (2) 法テラスとの連携並びに特定援助対象者法律相談援助及び「成年後見人等申立て」に係る書類作成援助事業の活用促進

3 公3 - ⑥ 成年後見普及促進事業

- (1) 成年後見制度利用促進基本計画に基づく施策の円滑な実施のための活動
- (2) 新たな成年後見制度利用促進専門家会議及び次期成年後見制度利用促進基本計画の案の策定への対応
- (3) 地域における法人後見事業等への対応

【法人管理業務等】

- 1 将来に備えるための支出削減を含む適正な法人運営と公益増進のための組織財政改革
- 2 LSシステムが備える各種機能の改良に向けた仕様の検討及び実装
- 3 個人情報保護のための安全管理措置の実施
- 4 法人全体のコンピュータシステム化の検討及び環境整備の実施

第3 具体的事業計画

I 公1 専門職後見人養成・指導監督事業

1 公1 - ① 専門職後見人指導監督事業

(1) 執務管理支援

① 業務報告書の提出義務の確認及び履行確保に関する運用指針の推進

会員の指導監督を行うことは当法人の主たる事業であり、会員の指導監督は会員から業務報告がされて初めて実施が可能となる。全ての会員が遅滞なく業務報告を行うことが当然の状況であることを実現すべく努力しているが、報告遅滞者が跡を絶たない現実がある。多くの会員は遅滞なく業務報告を行っているが、一部に業務報告を軽視する会員が見受けられるのは、甚だ残念である。今後もこれまでの取組を粘り強く、そして徹底して実施していく。

従来、業務報告の遅滞者に関しては原則として支部において督促等の対応をしており、本部の直接の関与が希薄であったように思われる。令和 2 年度に引き続き、支部と本部が一体となり定期的に業務報告遅滞者を確認し、支部長、支部執務管理担当者等と連絡調整をしながら、業務報告遅滞者に個別に業務報告を促す体制を構築し、粘り強く実施していく。

また、業務報告遅滞解消の取組として、従来から、最高裁判所事務総局家庭局との協議に基づき、当法人会員が成年後見人等に選任された場合に、家庭裁判所から会員の所属する支部にその通知をしていただくことを各支部から家庭裁判所に働きかけているが、未だ実施されていない支部も少なからずあるので、今後も全支部で実施されるよう粘り強く働きかけていく。

また、業務報告書提出義務の履行確保に関する運用指針（以下「運用指針」という。）に基づく手続を進める中で、同じ会員に対し、理事長指導や理事会による業務改善命令を複数回発している事例が散見される。業務報告の提供があれば、その都度運用指針の手続は中止しているが、支部及び本部の執務管理担当者並びに事務局職員がこのような会員に費やす時間的経済的負担は計り知れない。担当者及び職員の負担軽減のためにも運用指針の手続の見直しを令和 2 年度に引き続き検討する。

さらに、運用指針の対象となるべき状態にある会員が、支部の対応如何によって対象とならない現状がある。支部が特別な事情を把握して特定の会員を手続から除外することもやむを得ないと考えられるケースもあるとは思われるが、何ら理由なく処分を受けない会員が生ずることのないよう、運用指針の手続の見直しを検討する。

② 会員指導の充実及び支部における業務報告精査の精度向上を目的とした講習資料の提供

ア 「執務基準」施行に伴う会員指導の充実

平成 29 年度「法人業務適正検討有識者会議報告書」を受けて、「リーガルサポート再生のための基本方針」の一つとして、平成 30 年 3 月 8 日「執務基準」を定め会員に対して公表した。この「執務基準」に沿った形で平成 30 年 10 月 1 日から LS システムでの報告内容も変更した。会員一人ひとりがこの執務基準に沿った成年後見事務を行うことにより、当法人の会員が、専門性の高い知識、見識を備えた信頼される「後見の専門職」であるという揺るぎない評価が社会に確実に定着することに期待したい。「執務基準」が全会員に浸透するまでには相当の努力を要するものと想定しているが、これは必ずやり遂げなくてはならない。この課題に毅然と取り組むことこそが、リーガルサポート再生のために必要であると考えます。

イ 「特定会員」制度の施行に伴う会員指導の充実

令和 3 年 4 月 1 日から、業務報告の内容についてより詳細な精査を実施する必要があると支部が判断した会員を「特定会員」として指定し、「特定会員」に対しては、通常の場合とは異なる形で会員に対する指導監督を行う運用を開始した。この特定会員制度の運用に基づいて、より一層、指導監督事業のレベルを高めていく。

ウ 支部執務担当者に対する精査講習資料の提供

業務報告の精査技術の向上のため、平成 28 年度と平成 29 年度に全国を 10 ブロックに分割してブロック執務管理委員会を開催し精査講習を実施し一定の成果を上げてきた。しかし、委員を各ブロックに派遣する費用が多額となるため、平成 30 年度以降はその実施を見送っており、これに代わり、新たな題材を考案・作成し、全国に精査講習資料として DVD を提供し、支部執務管理担当者の支援及び支部執務管理担当者との情報共有の一助としている。令和 2 年度は、新たな DVD の作成を

行わなかったが、令和3年度は、新たな題材を考案・作成し、全国に精査講習資料としてそのDVDを提供する。

③ 業務報告時における安全管理措置を講ずるための具体的な手法の検討

「特定会員」制度の運用検討を進めるなかで、預貯金通帳等の写しについては「マスキングを施さない運用とすべき」との意見が多く支部から寄せられた。しかし、このような施策を実施していくには併せて、業務報告制度についての安全管理措置の満たすべき水準を更に高めていく必要がある。そこでまずは、「特定会員」にその対象を絞り、「特定会員」が行う業務報告について、その添付資料にマスキングを施さない運用を行うための安全管理措置の実施内容について検討を開始する。

④ 任意代理マニュアルの見直し

財産管理等委任契約（委任者の生活、療養看護又は財産の管理に関する事務を受任者に委託する内容の通常の任意代理の委任契約）（以下「任意代理契約」という。）については、平成18年の高額報酬受領事件を教訓に、平成19年9月26日再発防止策（任意代理マニュアル）が通知され、平成22年4月22日LS発第40号通知で再度会員に周知をし徹底を要請している。しかし、時間の経過とともに任意代理マニュアルを遵守しないで契約を締結する会員、あるいは現状においては単独の任意後見契約締結に関しては支部の関与なしに契約の締結ができるので、当法人への業務報告同意条項のない契約を締結する会員も散見される。これらを踏まえ、任意代理契約・任意後見契約・死後事務委任契約の本部推奨契約書のひな型を作成し、現状の任意代理マニュアルの全面的見直しを令和2年度に引き続き行う。

⑤ 司法書士法人による後見事務等の履行体制基準の見直し

当法人における法人正会員による後見事務等の指導監督は、「司法書士法人による後見事務等の履行体制基準」を唯一の指針として実施されているところ、昨今、複数の支部に事務所を置く大規模な司法書士法人が正会員となるケースが増加しており、「司法書士法人による後見事務等の履行体制基準」のみでは必ずしも適切に対応できない事例が生じている。法人正会員による後見事務等の指導監督には、個人正会員による後見事務等の指導監督とは異なる課題が多数生じ得ることから、司法書士法人による後見事務等の履行体制基準の見直しを令和2年度に引き続き行う。

⑥ 任意代理契約（三面契約）の契約内容確認作業

従前、任意代理契約のうち当法人を監督人とするもの（いわゆる三面契約の任意代理契約）の締結時の契約内容の確認作業は、法人後見委員会が担当してきたが、令和元年度からは、これを執務管理委員会に移管し、これまで以上に速やかに契約内容の確認作業に対応する体制を整えた。令和3年度もこの確認作業を実施していく。なお、任意代理事務の監督自体は引き続き法人後見委員会が行う。

⑦ 執務管理センター職員に対するフォローアップ研修等の実施

執務管理センターの精査レベル等のアップを図るため、精査センターに勤務する職員に対して、そのフォローアップ研修等を実施していく。

⑧ 預貯金通帳等の全件原本確認の実施

預貯金通帳等の全件原本確認は、不正事件の再発防止策、特に不正事件の「抑止策」であり、会員が受託している後見等事件全件について預貯金通帳、定期預貯金証書等の原本確認を行う事業である。令和3年度は、各地の新型コロナウイルス感染症の状況及び各支部における感染症（防止）対策の状況等を踏まえながら、本事業を策定した本来の目的をより効果的に発揮できるよう、引き続き本事業の適正な実施及び円滑な推進を図っていく。

⑨ 後見事務の遂行に関して支部等から寄せられる相談への対応

ア 後見事務の遂行に関して支部等から寄せられる相談への対応

会員執務支援を充実させる体制整備の一環として、業務相談委員会において問題事例、対処困難事例等の相談に応ずる。具体的には、会員が日々の後見業務を行う中で判断、対応又は処理に迷う事案のうち、当該事案を直接に担当している会員はもちろんのこと、その会員の所属支部においても、判断、対応若しくは処理に迷い、暫定的な取扱いを継続している案件、又はすぐには結論を出すことができずにやむを得ず保留扱いとしている事案など、いわば、支部又は会員の手元に溜まってしまっている問題事案、困難事案その他の検討を要する事案について、支部からの照会に基づき業務相談委員会において必要な整理、検討を加えて、一応の結論又は方向性を出す作業を行う。

イ 相談事例及び苦情事例の集積並びにその情報の会員に対する提供

業務相談委員会に回付された事案等について一定の整理をするほか、会員への注意喚起として整理したものをいかにフィードバックさせるかにつき検討する。

ウ 各支部における苦情対応の適否の検討について

会員が成年後見人等に就任する件数の増加に伴い苦情件数も増加傾向にある。支部において対応した苦情について業務相談委員会において確認作業を行い、支部の対応について検証をする。また、その後の経過を見守りつつ必要な助言を行う。

エ 成年後見業務に関する法令等の解釈の検討

会員執務の普遍的な支援の一環として、会員執務の適正な遂行に資するため、成年後見業務に関する法令等の解釈上疑義のある課題につき業務相談委員会において必要な検討を加え、一定の見解を提示する作業を行う。この作業は、第一次的には定期的開催している業務相談委員会において行うが、困難事案については外部の有識者にも委員として参加していただいている法務特命委員会を随時招集し、又は業務審査委員会に協議を依頼して、並行して検討作業を行う。

(2) 業務審査委員会における検討に関する事項

会員の後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿（以下、両名簿を総称して「後見人等候補者名簿」という。）への登載の是非の審査並びに後見実務上の問題に関する検討及び会員へのアドバイス等について、業務審査委員会において定期的に協議する。

(3) 紛議に関する事実関係の調査

会員と依頼人等との間、あるいは会員間で生じた紛争及び苦情について、理事長の指示に基づき、事実関係の調査、資料収集及び関係者等に対する事情聴取等を行い、その結果に意見を付して理事会に報告する。

理事長から付託された不祥事案、執務不適切事案等に対する事実関係の調査、資料収集及び関係者等に対する事情聴取等を行い、その結果に意見を付して理事会に報告する。

(4) 支部本部間の情報交換の充実と支部活動支援

本事業計画における重点目標を中心に支部と本部との間において速やかな情報伝達と意見交換を行うことを目的として協議等を行う。

また、そのほかにも、地域と会員に直接関わる支部と法人運営全般を担う本部とが、情報の交流を積極的に行い情報を共有化することで、一丸となって効果的な活動を展開する必要がある。

① 全国支部長会議

当法人が抱える重要課題に関し、一つの組織として統一的な組織運営を行えるよう全国の支部長と本部役員とが協議・意見交換を行う。

② ブロック会議

会員執務支援、相談、成年後見人等の推薦をはじめとする日常業務のほか、市町村又は都道府県の福祉行政、権利擁護支援の地域連携ネットワークと中核機関、社会福祉協議会（以下「社協」という。）、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター・障害者相談支援事業所、日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）等への対応、各地の高齢者虐待防止ネットワークへの参加等、支部に期待される役割は大きい。令和3年度もブロック単位で支部担当者による支部運営、会員執務の支援等に関する協議の場を設けていただき、各支部の運営等の活性化を図る。

③ 支部本部連絡会議

令和3年度も支部と本部が当面する課題等につき意見・情報交換をすることで問題意識や情報の共有化を図る。また、日頃本部委員会委員等として活動していただいている支部の会員からも各支部、ブロック等へ本部の情報を伝達する役割を担っていただくことで、支部活動の活性化と効率的な組織運営に役立つようにする。

④ 本部役員による支部訪問

本部役員による支部訪問は、本部役員が会員及び支部役員に対し本部の事業の執行方針、執行状況、その背景事情等について説明するとともに、支部の活動状況、本部の執行方針等に対する意見等を聴取する場を設け、これらの諸課題及びそれに対する執行方針等について懇談することにより、支部本部の役員・会員間で認識共有を図ることを目的として実施しているが、令和3年度は未実施の支部を中心に実施する。

⑤ 支部運営研修

平成3年度は、多くの支部で役員の改選期に当たることから、支部事業の円滑な運営に資することを目的として、支部運営に携わる支部長を主な対象者として法令及び当法人の定款諸規則に基づく支部の運営の基本事項を周知する支部運営研修を実施する。具体的には、研修実施の準備作業として研修資料の改訂作業を行い、定時総会の翌日に支部運営研修を実施する。

⑥ 支部への情報発信

各種情報の共有化と支部運営の活性化・効率化をめざして会員専用ウェブサイト及び会員通信を活用する。会員専用ウェブサイトについては、CMS（コンテンツマネジメントシステム / ウェブコンテンツの管理システム）を利用して迅速な更新作業を行い、さらに、より効率的で効果的な情報提供方法について継続して検討する。また、どのような情報発信が必要かを継続して検討する。なお、本部からの伝達事項及び支部からの照会事項とこれに対する回答については、適時メール送信や会員通信を使用して支部又は支部長に速やかに伝達する。

⑦ 遠距離後見交通費助成

近隣に専門職後見人がいない地域の後見等事件において遠方にいる当法人の会員が成年後見人等に就任した場合に、面談等のための移動時間や成年被後見人等の資産額等の一定の要件を満たすときに、会員からの申出に基づき交通費実費相当額を助成する事業は、従来、「過疎地域交通費助成要綱」の下で実施されていたが、この要綱は平成30年度に実態に合わせて「遠距離後見交通費助成要綱」と名称を改めた。しかし、助成のための要件、助成額等、制度の内容には変更はない。令和3年度も引き続き、遠距離後見交通費助成を実施する。

2 公1 - ② 専門職後見人養成事業

(1) 後見人等候補者名簿新規登載及び登載更新研修のコンテンツの制作

各支部における新規・更新研修の円滑な実施に寄与するために、新規登載研修及び登載更新研修の研修コンテンツを制作し、研修用 DVD を作成して支部に配付する。さらに、会員の研修受講機会の確保のため、令和2年10月1日から開始した LS システムオンデマンド研修への研修動画掲載についても検討を行う。

また、ディスカッション形式による研修を新たに企画し、研修用録画 DVD 教材を作成して支部に配付する。

(2) 第7回指定研修の実施及びその研修用録画 DVD の作成

第7回指定研修は、令和2年10月30日に公表された「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」について学ぶことを目的に『「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の策定・公表と専門職後見人に期待される役割』をテーマに実施し、その内容を収録した研修用録画 DVD を全支部に配付する。なお、指定研修の実施方法については、新型コロナウイルス感染症の拡大の状況を見て検討することとする。

(3) 研修内容の充実及び研修受講機会確保を目的とした新たな研修の在り方についての検討

令和2年度から令和3年度にかけて行われる厚生労働省委託事業「後見人等への意思決定支援研修」の内容を踏まえ、意思決定支援を体系的に学ぶための研修制度について検討を行う。また、法テラスの民事法律扶助事業のうち、特に特定援助対象者法律相談援助及び書類作成援助の更なる活用を促す施策としての研修会や、支援型監督人に関する研修会を企画する。

令和2年10月1日に、主に会員の研修受講機会の確保のために LS システムオンデマンド研修の運用を開始したが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により新しい生活様式への転換が提唱される中、当法人が行う研修の在り方についても継続して検討を行う。

(4) 未成年後見事業の実施のための研修及びそのために必要となる諸規程の整備

未成年後見事業の実施のための研修については、研修委員会と未成年後見事業準備検討委員会とが、引き続き以下の内容を検討した上で、必要な研修を実施する。

- ① 研修科目
- ② 未成年後見人候補者名簿及び未成年後見監督人候補者名簿登載のための必要研修単位数
- ③ 全国の家庭裁判所に未成年後見人候補者名簿及び未成年後見監督人候補者名簿を提出するための準備手続
- ④ 「研修規程」、「(未成年)後見人候補者名簿及び(未成年)後見監督人候補者名簿登載規程」、「研修実施要綱」及び「会員研修と後見人等候補者名簿登載・更新の手引き」の整備手続

(5) 支部研修に対するバックアップ体制の充実と研修の共通補助教材の検討

① LS システムオンデマンド研修における課題の整理及び機能向上の検討

令和2年10月1日から開始した LS システムオンデマンド研修について研修形式の検討を行うとともに、運用開始後の実施状況や課題等を整理した上で、単位付与の要件や掲載するコンテンツについても検討を行う。

② 支部研修の実施方法についての検討

研修の質を担保するため、本部から支部に講師を派遣するスキームを検討する。一方

で、地域の実情を踏まえた研修内容が支部会員にとっては研修効果が高いと考えられることから、支部が独自で研修を実施できるように援助していく仕組みを検討する。

- ③ ブロック研修会・複数支部合同研修会開催の助成
ブロック研修会又は複数支部合同研修会への助成を行う。
- ④ 支部からの研修会の報告書の集計・整理
支部研修会については、研修実施要綱第8条によりその実施の詳細を本部に報告するとされていることから、LSシステムにおける研修管理システム上でその報告を行っていただき、システム上でその集計・整理を行う。
- ⑤ 支部研修担当者対象のメーリングリストの活用
支部研修担当者対象のメーリングリストを活用し、支部間及び支部本部間での研修に関する情報交換を行う。

(6) 各種ハンドブックの制作及び改訂作業

令和2年度に「法定後見ハンドブック」の全面改訂作業を行ったことから、法定後見ハンドブック改訂版を全会員に配付する。

また、令和3年度は、任意後見ハンドブックの改訂の検討を行う。

(7) 会員研修と後見人等候補者名簿登載・更新の手引きの見直し

会員研修と後見人等候補者名簿登載・更新の手引きについて、全体としての整合性や様式の改定など、全体的な見直しを行う。

(8) 日司連との共同事業、協力関係の強化

日司連主催の後見制度に関する研修会が開催される場合には、その講師を派遣する等、日司連との間で研修事業の相互協力活動を強める。特に、日司連が取り組む成年後見制度及び未成年後見制度に関する研修会については、原則として日司連と当法人とが共催し又は当法人が後援して取り組むよう、引き続き検討し協議する。また、研修会の開催方法等、今後の研修事業の在り方についても協議を行う。

II 公2 法人後見・法人後見監督事業

1 法人後見業務

(1) 法人後見への対応

- ① 個人後見を補完するために、当法人が自ら後見業務を受託することが相応しい事案として、以下の事件適格性基準が設けられている。

- (ア) 広域事案であるか。
- (イ) 暴力事案であるか。
- (ウ) 強度の他害性事案であるか。
- (エ) (ア) ないし (ウ) 以外の公益的な事案であるか。

現在当法人が受託している事案は、その多くが (イ) 又は (ウ) の基準に該当している。(エ) については、(ア) ないし (ウ) の基準には該当しないものの個人後見での対応が困難な事案が存在し、家庭裁判所等から特に要請を受け、公益的見地から法人後見として受託すべきと判断される事案を想定している。今後も、当法人は公益法人として、また専門職団体の第一人者として、個人では就任をためらうような困難な問題を内包する事案について、個人後見を補完するため「法人後見・法人後見監督事業」を行う方針である。

- ② 任意後見制度利用者の多様な需要に応えることができる法人体制や契約内容について、引き続き検討研究を継続する。

(2) 法人後見システムの充実

法人後見といえども、制度利用者との接点に立つのは事務担当者である会員一人ひとりである。法人後見事業を充実させるためには、事務担当者である会員が孤立することなく、支部・本部と緊密な連携をとることができること、かつ、効率的な事務処理体制が構築されていることが必要である。

① メーリングリスト及びクラウドシステムを活用した委員会活動

法人後見においては、事務担当者から支部を通じて本部の決裁を求められる場面が少なからずあることから、メーリングリスト及び昨年度より利用を拡大したクラウドシステムの活用を進め、事務の効率化や本部決裁を要する案件のさらなる処理時間の短縮を図る。

② 支部法人後見体制の強化の支援

法人後見事務担当者への指導監督機能、本部との連絡体制など、法人後見における支部の役割は重要である。各支部の法人後見体制を確認し、積極的な指導を通して支部体制の強化・充実を図るため支部訪問を実施する。

初めて法人後見を受任した支部に対しては、適宜支部訪問を行うなどして、法人後見における支部業務及び事務担当者の業務について受任時点から積極的に支援指導を行う。

③ 法人後見から個人後見への移行の推進

個人では受託が困難な事案について、家庭裁判所からの法人後見の受託要請に積極的に対応できるようにするため、現在受託している事件の具体的な業務内容を精査し、当初の困難な事情が解消したことにより個人での受託が可能となったと思われる事案については、支部と調整して成年後見人等を法人から個人に交代する方針を維持する。

④ 本部の指導監督機能の強化

定期報告書の提出に遅滞が生じないように留意し、提出遅滞が生じた場合には速やかに支部に対して報告書提出の指示及び状況の問合せを行い、課題の早期発見・対応に努める。加えて、事務担当者による業務報告の効率を上げ、委員会による報告書の確認作業を容易にすることで事務処理の簡素化・迅速化を図る。

⑤ 重要意思決定事項の一部支部委譲体制の実施

「法人後見受託事案について本部法人後見委員会の承認権限の一部を支部法人後見委員会に委譲することに関するガイドライン」に基づいた委譲体制の検証と実行を引き続き行う。

⑥ 法人後見ハンドブックの改訂

法人後見業務は、「法人後見ハンドブック（法定後見用）」、「法人後見ハンドブック（後見等監督用）」及び「法人後見ハンドブック（任意後見用）」の3種類の執務マニュアルに基づき遂行されている。令和3年度は各ハンドブックについて、改訂の必要性を検討する。

さらに、メーリングリスト及びクラウドシステムを活用した現在の法人後見執務体制に沿うよう、適宜、各マニュアルの見直し等を行う。

⑦ 法人後見専用電話の活用

法人後見委員会では、平成31年度から電話受付代行業者に電話対応の業務を委託し、事件関係者に対して法人後見専用の電話番号を通知しているが、今もって専用の番

号ではなく本部事務局に直接電話が掛かってくるケースがあるため、専用の電話番号の利用の促進を図る。

2 法人後見監督業務

(1) 法人後見監督事務への対応

会員が成年被後見人等の成年後見人等に選任されている事件のうち、東京家庭裁判所(本庁及び立川支部)が管轄裁判所となっている一定の高額資産保有事件について、当法人が成年後見監督人等に選任されているが、岡山家庭裁判所からも一定の高額資産保有事件について、当法人へ成年後見監督人等の就任要請があり、東京家庭裁判所以外の家庭裁判所からの事件にも、当法人が成年後見監督人等に就任することとなった。今後このような東京家庭裁判所以外の事件にも対応できるよう、事務局及び当委員会の体制の見直しを行い、受託態勢を整備し、管理機能を充実させる。

(2) 法人後見監督執務体制の整備

会員後見人等から「執務基準」、「会員が受任している事件のうち本法人が成年後見監督人等に就任している事件における報告規程」等に沿った報告を、LSシステムから提供を受け、事務局職員による形式的精査(一次精査)、担当委員による実質的精査(二次精査)を経て、事務局職員と会員後見人等との面談による通帳等との原本照合実施という監督体制をとっている。また「担当委員向けハンドブック」、「会員用ハンドブック」を整備し、監督基準の統一化に努めている。精査体制を強化するにあたり、精査担当の事務局職員と担当委員との緊密な連携が不可欠である。精査スキルアップのため、事務局職員及び担当委員の研修並びに各種ハンドブックの整備を引き続き行うとともに、事務局職員及び担当委員の業務に携わる事務量を見直し、法人後見監督の執務体制の効率化を図る。

また、会員の執務状況について本部・支部の情報共有を円滑・迅速に行える体制を整備する。

III 公3 成年後見普及啓発事業

1 公3 - ① 親族向成年後見人養成講座事業

2 公3 - ② 遺言と成年後見制度に関する説明会開催事業

成年後見制度の普及に係る支部事業の支援活動の実施

①親族向け成年後見人養成講座事業及び②遺言と成年後見制度に関する説明会開催事業のほか、成年後見制度の普及を目的とする事業を、成年後見制度の普及活動に係る支部独自の事業として位置付け、これらの事業を実施する支部に対して、小冊子、リーガルサポートプレス、アクセスブック等の広報誌を無償で提供し、一定額の支援を行う。なお、講師派遣のみを行う事業に対しては、小冊子等の無償提供のみを行うものとする。

また、支部において企画・実施された事業の資料等の提供を受けた場合にはウェブサイトに掲載するなどして、情報交換ができる場を提供することにより支部の事業を支援する。

さらに、コロナ禍におけるこれらの支部事業の新たな実施方法について検討を行った上で、支部に対して実施方法等の提案を行う。

3 公3 - ③ 高齢者・障害者相談事業

(1) 災害対策事業

昨今、地震や異常気象による様々な自然災害が発生し、今後も大規模な災害の発生が予想されることから、これらの大規模災害発生時における迅速、的確な対応と日頃から万全な準備を整えておくことの重要性を認識し、平成29年秋に災害対策委員会を設置し現在に至っ

ている。

この委員会は、大規模災害等による被災地住民に対する無料同行訪問相談事業に関わる運営等に加え、成年被後見人等並びに当法人会員、支部及び本部事務局職員、更に要配慮者等被災市民に対する災害発生時の支援等を行うための具体的な支援事業活動に関するガイド（規程）等を作成することを目的としている。

また、被災地の司法書士会及び当法人支部との連携体制の構築が重要となってくることから、日司連市民救援委員会との協議を適宜行う。

その他、災害対応マニュアルの継続的な見直しを行うとともに、事前の災害対策及び災害発生時における効果的な広報活動の在り方についても検討する。

(2) 高齢者・障害者のための成年後見相談会の実施

高齢者・障害者のための成年後見相談会は、例年、各司法書士会との共催により実施しているが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、多くの支部で相談会の実施ができなかった。現在の状況の長期化も予想される中、当法人の相談事業の重要性に鑑み、令和3年度は、日司連と協議を行い、新しい行動様式に即した相談事業の実施方法について検討する。

当該相談会は、行政、社協、地域包括支援センター、当事者団体、各専門職能団体等の関係機関と連携する方法により、成年後見制度の周知と利用促進の強化を図ろうとするものであり、支部メニュー事業の一環として、本相談会開催の際に使用する小冊子やリーガルサポートプレス、アクセスブック等の広報誌を無償で提供する。

(3) 全国出張相談援助事業の実施

日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）は、これまでも福祉機関と連携して高齢者・障害者に積極的に働きかけ、法的問題を含めた総合的な問題の解決を図る司法ソーシャルワークの推進に取り組んできたところ、平成30年1月24日に改正総合法律支援法が全面施行され、認知機能が十分でない高齢者・障害者を対象とする特定援助対象者法律相談援助事業が開始されたことにより、高齢者・障害者に対する法的支援における法テラスの役割は更に重要なものとなっている。そして、高齢者・障害者等に対する法的支援の更なる充実のため、福祉機関との連携促進や法的支援の担い手をより一層充実させていく必要がある。

そのためには、当法人の会員が、法テラスの特定援助対象者法律相談援助事業を積極的に活用することが求められるほか、同事業の対象とならない事案であっても、会員が安心して後見開始等の審判の申立て等に関する出張相談に応じることができる環境を整備する必要がある。そこで、平成30年4月1日から、法テラスの特定援助対象者法律相談援助事業を補完する施策として、同事業を利用することができないケースを対象とする支部の助成事業に対して本部が助成をする「全国出張相談援助事業」を実施しており、令和3年度も引き続き同事業を実施する。

(4) 法テラスとの連携

法テラス、日司連及び当法人は、高齢者・障害者に対する法的支援の一層の充実を図る上で、相互の協力関係の強化が必要であるとの共通理解の下、平成29年度、7回にわたり「司法書士と法テラスとの連携方策検討会」を開催し、その議論を踏まえて、平成30年1月22日、「司法書士と法テラスとの10の連携方策」をとりまとめている。令和3年度も、この「司法書士と法テラスとの10の連携方策」を踏まえて、法テラスとの連携を密にして、福祉機関との連携強化に向けた協力体制の構築の推進を図る。そのために会員の法テラスとの民事法

律扶助契約の締結を促進する。

また、令和元年の司法書士法改正の衆議院における決議に際して、「総合法律支援法に基づく特定援助対象者法律相談援助事業に関して、司法書士の更なる活用を進めるなど、関係団体と連携しつつ、国民の権利擁護及び利便性の向上に資するよう努めること」との附帯決議がされたことに鑑み、法テラスの民事法律扶助事業のうち、特に、「成年後見人等申立て」に係る書類作成援助と特定援助対象者法律相談援助を会員が利用しやすい環境を整備するために、会員向け又は特定援助機関（特定援助対象者法律相談援助の実施の申入れをすることができる地方公共団体又は福祉機関等であって法テラスの理事長が別に定めるもの）向けの民事法律扶助（特に特定援助対象者法律相談援助）事業についての説明資料、研修会資料等を作成するほか、支部から要請があれば研修会講師を派遣する。そのほかにも会員及び特定援助機関の支援者による特定援助対象者法律相談援助事業の活用を促すための各種の方策について検討する。

4 公3 - ④書籍等出版事業

(1) 「実践 成年後見」の企画等

- ① 「実践 成年後見」の企画及び企画上程
「実践 成年後見」の内容については、発行元である民事法研究会と共同して企画編集会議を行っている。時宜に合った企画を検討し実施することにより、成年後見分野に携わる様々な職種の方々の研究及び実務に寄与する。
- ② 成年後見関連シンポジウム、日本成年後見法学会学術大会等の取材報告
各地で開催される成年後見分野に関連したシンポジウム、学術大会等取材し、その内容の報告をして、読者の研究又は実務に寄与する。
- ③ 事例等の収集
「実践 成年後見」で連載している成年後見等実務の事例報告等を更に充実させ、司法書士の活動を読者に知っていただくことで、司法書士や当法人への認知度を高める。
- ④ 「実践 成年後見」定期購読促進
司法書士による成年後見事務の質の更なる向上を目指すために会員通信、新入会員向け広報等で積極的な購読を促す活動を行う。
- ⑤ 第6回成年後見法世界会議の取材
令和2年9月末にアルゼンチンのブエノスアイレスで開催が予定されていた第6回成年後見法世界会議は延期となり、現時点では令和3年度に開催される予定であるため、その取材・報告を行い、読者の研究又は実務に寄与する。

(2) 書籍出版事業

- ① 「任意後見実務マニュアル（仮）」（新日本法規出版）の編著
- ② 「月刊登記情報」連載記事の監修
全国の支部に協力を依頼し、各支部から推薦された会員に執筆への協力要請をする。
- ③ 必要に応じた既刊出版物の改訂作業

5 公3 - ⑤ 成年後見制度調査研究事業

(1) 制度改善検討委員会による調査研究事業

成年後見制度利用促進基本計画に基づき、施策が推し進められており、令和2年10月には「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」が公表された。今後は一層基本計画

の取組の推進に向けた施策が実施されていくことになる。制度改善検討委員会では、それらの情報・状況を踏まえながら下記の事業を行う。

① 補助・保佐の利用に向けた提言の作成

補助・保佐類型の利用について、「地域生活を安心して送るための補助・保佐の利用～日常生活自立支援事業との関係の中で～（仮）」と題する報告書を作成し、これを踏まえた提言作成の検討作業を行う。

② 任意後見制度の利用に当たっての課題の検討

令和2年9月に当法人は日司連と共同で任意後見制度の利用促進に向けての提言「本人の意思を尊重し、利用しやすく信頼される任意後見制度とするために」を公表した。同年11月には日本弁護士連合会が「任意後見制度の利用促進に向けた運用の改善及び法改正の提言」を公表している。成年後見制度利用促進基本計画においても任意後見契約に関しての施策が進められているところであり、今後も引き続き任意後見制度の利用に当たっての課題の整理を行う。

③ その他成年後見制度の改善に向けた調査活動、意見交換会等の実施

成年後見制度や成年後見制度に関連する会議や学会等への参加を通じて制度改善に関する情報を収集する。

6 公3 - ⑥ 成年後見普及促進事業

(1) 各種成年後見制度普及促進事業

① 日本成年後見法学会との連携・同学会の活動支援

令和3年度は、5年計画の成年後見制度利用促進基本計画の最終年度に当たり、令和元年5月に設定された成年後見制度利用促進基本計画に係るKPI（2021年度末の目標）の達成に向けて、各地で市町村計画の策定や権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の機能の整備に向けた取組が追い込みの段階を迎えることが予想される。当法人は、日司連とも連携しながら、各市町村における市町村計画の策定や権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の機能の整備のための様々な調査研究への協力、市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して基本的な事項を調査審議させる等のための審議会その他の合議制の機関の設置、その前提となる当該市町村における成年後見制度の利用の促進に係る条例の制定等の市町村の努力義務の実行を促し、あるいはその実行に協力する活動を行っていかなければならない。そのような活動においては、法律、介護、医療、福祉等に関わる他の各専門職団体のほか、日本成年後見法学会との連携が不可欠であり、令和3年度も、日本成年後見法学会と協力して日本の成年後見制度及び成年後見の事務に関わる課題の解決に向けて行動していく。

また、同学会が主催・共催する研究会等に参加し、国内の成年後見法、成年後見制度等に関する研究者、実務家等の知見を吸収するとともに、世界各国の成年後見制度の運用状況に関する情報を収集し、我が国の制度改善に向けた示唆を得る活動を積極的に行う。

さらに、同学会に対しては、引き続き役員や委員を派遣し支援をするほか、その活動に柔軟な対応をしていく。

② 研修会等への講師派遣

社会福祉士会、税理士会等の各種団体や国・地方公共団体等から研修講師等の派遣要請があった場合には、本部役員を派遣し又は支部に対して講師の派遣を要請しているところである。

これらの派遣に当たっては、今後も、当該団体の特性を考慮し、地域からの要請には地

域で、地域を越えあるいは全国的な団体の要請には本部で応える、というスタンスで対応していく。

③ 成年後見制度利用促進基本計画に基づく施策の円滑な実施のための活動

平成 29 年度から成年後見制度利用促進基本計画に基づき成年後見制度の利用の促進に関する施策が具体的にスタートした。当法人は、政府や自治体の施策とも連動して「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の一員として中核機関の機能の整備に取り組み始めている市町村等と連携して成年後見制度の利用促進の実働部隊となることが期待されている。このような成年後見制度利用促進法施行後の状況に対応するために、令和 3 年度も成年後見制度利用促進法の運用を支えるべく積極的な活動を行う。

全国の市町村における ア) 成年後見制度利用促進条例の制定、イ) 審議会その他の合議制の機関の設置、ウ) 市町村計画の策定、そして エ) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク（協議会等）及び中核機関の機能の整備並びにその円滑な運営等についての要望及び協力申出に関する活動については、引き続き日司連及び単位司法書士会並びに日本司法書士政治連盟及び単位司法書士政治連盟と連携して行い、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の機能の整備、成年後見制度利用支援事業（報酬助成）の拡大、市町村長申立ての円滑化等に向けた働きかけ、平成 31 年 4 月から導入されている「本人情報シート（成年後見制度用）」の具体的な活用方法の検討、後見制度支援預貯金への対応並びに補助・保佐事務、法定後見監督事務及び任意後見監督事務の在り方（基本的事務と付加的事務の分類、報酬付与の審判の在り方等を含む。）の検討については、原則として、弁護士会、社会福祉士会並びに司法書士会及び当法人の三専門職団体が協働して行う。

意思決定支援の考え方の理解及び周知は、成年後見制度利用促進基本計画においてもポイントの第 1 番目に位置付けられていることから、研修等あらゆる機会を使って会員に周知し、関係事業者等には理解を求める活動を行う。そのために、まずは、最高裁判所、厚生労働省並びに日本弁護士連合会、日本社会福祉士会及び当法人を構成メンバーとする「意思決定支援ワーキング・グループ」において検討を重ね、令和 2 年 10 月 30 日に公表された「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の内容を内外に周知するとともに、専門職及び専門職団体に求められる役割の整理等の作業を進める。

ア 最高裁判所及び法務省との連携

最高裁判所（事務総局家庭局）と定期的に協議を行い、成年後見制度の利用促進に関し意見調整等を行う。最高裁判所の提案である「基本計画を踏まえた裁判所における後見人等の選任イメージ」、「専門職の関与を必要とする事案と専門職に期待する役割」、「新たな報酬算定基準検討のための参考資料」、「後見監督人が行う監督事務」、「保佐人が行う事務」、「補助人が行う事務」、「基本計画の趣旨を踏まえた親族後見人に対する支援の必要性と支援の観点から見た後見監督人の役割について」、「後見監督人に期待される役割と監督事務の内容」、「総合支援型の後見監督人が行う事務について」、「定期確認型の後見監督人が行う事務について」、「任意後見監督人の事務と役割について」、「意思決定支援の側面を踏まえた後見事務の評価に関する基本的視点」等について、引き続き議論・検討を重ねるとともに、その運用の状況の把握に努める。

また、成年後見制度利用促進における法務局の果たすべき機能についても検討する。

イ 厚生労働省との連携

成年後見制度の利用の促進に関する施策について、厚生労働省社会・援護局地域福祉課に置かれている成年後見制度利用促進室と緊密に連携して協力をしていくとともに、従来どおり、同省の老健局認知症施策・地域介護推進課（旧総務課認知症施策推進室）

及び社会・援護局障害保健福祉部とも連携しながら、成年後見制度の利用促進に関する施策の立案、実施等に協力する。

ウ 支部連続研修会等の提案

権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関が各地において徐々に整備されていくことを踏まえ、会員向けのレベルアップ研修、連続研修会等を各支部で行うツールとして提案するほか、「意思決定支援を踏まえた後見人事務のガイドライン」のみならず、これに先行する意思決定支援に関する各種ガイドライン、即ち「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」、「身寄りのない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援にかかるガイドライン」等を周知し、その理解を深めることを目的とした研修会の提案を行う。あわせて、各種セミナーの講師となる人材の育成を行い、講師派遣の要請にも対応する。

エ 各地における先駆的な好取組事例を紹介する内容の DVD 等の配付

各地における先駆的な好取組事例を紹介し参考にすることができるような福祉行政への対応に関するツールを作成し提供する。また、各支部、各地域での利用を想定した勉強会、研修等のためのコンテンツを支部に提供する。

オ 支部向けシンポジウム案の提案

支部において実施された研修会、シンポジウム等を素材として DVD 教材を作成し配付する。

カ 日司連主催の「成年後見制度利用促進のための意見交換会」への協力

日司連が平成 30 年度から継続して各地で実施している「成年後見制度利用促進のための意見交換会」については、当法人の支部との連携を一層緊密にして全面的に協力する体制で臨む。

キ 成年後見制度施行 20 周年記念シンポジウムのオンデマンドによる提供

令和 2 年 11 月 6 日に行われた成年後見制度施行 20 周年記念シンポジウム「成年後見制度の未来～任意後見制度の利用促進と民事信託～」のオンデマンドによる配信を引き続き行い、任意後見制度の利用促進に資する制度改善提言の周知に努める。

ク 意思決定支援をテーマにしたシンポジウムの開催

成年後見制度利用促進専門家会議における議論や第 2 期の成年後見制度利用促進基本計画の案の動向等も踏まえて、令和 3 年度は、後見の専門職と意思決定支援をテーマにシンポジウムを開催する。

④ 新たな成年後見制度利用促進専門家会議及び次期成年後見制度利用促進基本計画の案の策定への対応

令和 3 年度には、新たな成年後見制度利用促進専門家会議が組成され、第 2 期の成年後見制度利用促進基本計画案の策定に関する作業が急ピッチで進められることが予想される。

平成 29 年 3 月 24 日に閣議決定された第 1 期の成年後見制度利用促進基本計画においては、今後の施策の目標として、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図ることを掲げ、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画の策定など、地域の体制整備を推進していくこととし、「国・地方公共団体・関係団体等は、別紙の工程表を踏まえ、相互に連携しつつ、各施策の段階的・計画的な推進に取り組むべきである」 「基本計画の中間年度である平成 31 年度（令和元年度）においては、各施策の進捗状況を

踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う」とされ、各施策の実現に向けて、その目指すべき目標を明確化し、施策の進捗状況を定量的に把握・評価するため、成年後見制度利用促進専門家会議における議論を踏まえて、基本計画に係る KPI（重要業績評価指標）を設定するとともに、「認知症施策推進大綱」（令和元年 6 月 18 日認知症施策推進閣僚会議決定）にその KPI をそっくり盛り込んでいる。しかし、例えば、「中核機関（権利擁護センター等を含む）を整備した市区町村数 全 1741 市区町村」「市町村計画を策定した市区町村数 全 1741 市区町村」等の KPI は、現状では基本計画の最終年度である令和 3 年度末までに達成される見込みは立っていない。

令和 3 年度も引き続き、KPI の達成に向けて、地域の体制整備をより一層推進する活動を推し進めなければならないが、同時に、未達成の KPI については、次期の基本計画においても引き続き課題とする必要があり、そのような未達成・未解決の課題のほか、新たに浮かび上がっている課題への対応も、第 2 期の成年後見制度利用促進基本計画に盛り込んでいく必要がある。

第 2 期の成年後見制度利用促進基本計画の案の策定は、新たに組成される成年後見制度利用促進専門家会議において議論、ヒアリング等をしてその作業が進められることが予想され、専門家会議における議論の展開によっては、制度の運用の改善にとどまらない改革の方向性が示される可能性もある。

当法人としては、新たな成年後見制度利用促進専門家会議における議論の動向等を注視し、時機を見て意見を表明・提出する等、第 2 期の成年後見制度利用促進基本計画の案の策定に向けた作業を全面的にバックアップする体制をとる。

（2）ウェブサイトの維持管理

ウェブサイトの更新を定期化し、常に最新の情報を提供できる体制を維持する。

（3）会報誌及び制度広報誌・広報用グッズの企画・制作

① リーガルサポートプレスの発行

リーガルサポートプレスは、原則 20 ページのフルカラーで構成され、時宜に適った内容の特集記事のほか、当法人や関係団体が主催する学会やシンポジウム等の取材記事を掲載しているものであり、令和 3 年度には第 23 号、第 24 号及び第 25 号の発行を予定している。当該会報誌の発行にあたり、特集の企画及び寄稿依頼並びに取材記事の作成のために全国各地において、又は WEB 会議システム等を利用して開催される学会、シンポジウム等に参加して取材を行う。なお、当該会報誌は、全国の家庭裁判所、公証役場、社協等の成年後見関係機関に送付するほか、支部の協力を得られる地域においては地域包括支援センターに持参するなどして広報活動のツールとして活用されている。

② 広報誌及び広報用グッズの企画・制作

広報誌の企画・製作及び既存の広報誌の改訂作業を行う。また、広報グッズについては、支部や関係機関からの要望が多い卓上カレンダーの企画・制作を検討する。

③ 会員通信の発行

定期的に配信する会員通信で、各種委員会の活動の様子や各支部・各地域の情報などを配信するほか、常任理事会や理事会の報告、関係機関との協議会等の報告なども適宜に行う。

（4）日司連との共同事業としての広報企画

成年後見制度利用促進基本計画においては、今後の施策の目標として、利用者がメリッ

トを実感できる制度・運用へ改善を進めるために、保佐・補助及び任意後見の利用促進への取組みが掲げられている。当法人においても、保佐・補助及び任意後見の利用促進への取組みを行うため、その一つとして、現在、当法人で行っている制度広報に加え、新たな視点から制度広報を行う必要性があることから、日司連と共同して新たな広報企画を行う。

(5) 公益信託成年後見助成基金の受付事務

当法人が委託者となって平成13年12月に設定し、三菱UFJ信託銀行が受託運営している「公益信託成年後見助成基金」（以下「助成基金」という。）は、家庭裁判所や福祉関係者等から、成年後見制度の普及促進に寄与している基金として高い評価を受けているほか、国からも、高齢社会を先取りした基金であるとして高い評価を受けている。この助成基金の社会的意義に鑑み、令和3年度も、募集事務及び申請受付事務に協力し、助成基金に対する寄附等の呼びかけを行う。

なお、公益信託は、一定の公益目的のための信託であるから、目的が達成されればその役割は終了するはずであり、市町村による成年後見制度利用支援事業（報酬助成）等の公的な助成制度が十分に機能すれば、助成基金も本来の役割を終えるはずだが、残念ながら未だその目処はたっていない。ちなみに、助成基金の令和3年度の助成予算は5,000万円、令和2年9月末時点での信託財産は約4億4103万円である。信託管理人からは、今後の基金の運営について中長期的な検討が必要であるとの意見が提出されていたところであるが、当法人としては上記の市町村における成年後見制度利用支援事業（報酬助成）が充実するまでは助成基金を存続させなければならないと考えている。

助成基金による報酬助成の申込書等は、当法人のウェブサイトから取得することができる。令和3年度の申込期限は、4月30日（金）である。

(6) 支部事業（成年後見相談事業を含む）に対する支援

広報的意義を有する対外向けの支部事業（成年後見相談事業を含む）に対し、広報誌の無償配布や一定額の支援を行う。

(7) 市民後見人育成事業及び地域における法人後見事業への対応

① 市民後見人育成事業と社協等による法人後見事業に関する研究・調査

全国の市民後見人育成事業及び社協等による法人後見事業の健全な発展に寄与するため、両事業に関する地方自治体や社協に対してアンケート調査内容を検討し、実施する。

② 支部の行う自治体向け又は市民向け事業に対する支援

市民後見人育成事業、地域連携等に関する自治体セミナー、シンポジウム等の開催、運営等に関するノウハウ及び資料を支部に提供して、支部におけるセミナー等の開催を支援する。

③ 自治体、福祉関係団体等向け又は会員向けの研修の資料の提供、講師の派遣等

地域連携を推進するために、自治体や福祉関係団体等に対し会員の講師派遣要請には積極的に対応する。

そのためには、支部が行う市民後見人育成事業又は社協等による法人後見事業に関する会員向け研修の資料提供や講師派遣等の要請に応じる。

7 公3 - ⑦ 地域連携促進事業

高齢者・障害者虐待防止等に関する地域連携の促進

(1) 包括的虐待防止に向けての研究・調査

高齢者虐待防止、障害者虐待防止、児童虐待防止、DV防止の4領域の課題には共通する部分も多く、これらの虐待防止に取り組むには、さまざまな社会資源の結束と情報共有が必要であると考えられている。今後当法人で行うことを予定している未成年後見事業も踏まえて、包括的虐待防止につき研究、調査等を行う。

(2) 高齢者・障害者等虐待防止に関する研修会への講師派遣

高齢者・障害者等虐待防止に関する研修講師派遣について支部に広報し、支部からの要請に基づく講師派遣に対応する。ただし、講師派遣の費用は各支部に負担していただく。

(3) 日本高齢者虐待防止学会（JAPEA）への参加

新型コロナウイルス感染症の拡大の終息が見通せない中、令和3年度の日本高齢者虐待防止学会の大会は、医療職及び看護職が学会員の多数を占めているという実情も踏まえ、ウェブ配信のみの方法で令和3年9月26（日）に大阪市において開催される予定である。この大会に参加して情報収集に努めるとともに、同学会の大会においては、例年、当法人の地元支部が演題発表を行っていることから、令和3年度も支部が演題発表をすることを予定してその準備を支援する。

また、当法人は、平成30年度以来、同学会から学会の法人化の手続への協力を要請されており、これまでその準備手続を行ってきたが、同学会の法人化（一般社団法人の設立）の手続自体は令和2年度中に完了した。令和3年度は、同学会の法人化後の諸規則の制定等の作業を中心に協力を要請されているので、引き続きこの協力要請に応じる。

(4) 日本障害者虐待防止学会への参加

日本障害者虐待防止学会の学術集会に参加し、情報収集に努める。日本障害者虐待防止学会は平成30年12月に設立されたばかりの学会であるので、引き続き同学会の活動を注視し、その活動への協力について検討する。

(5) 日司連の虐待防止対応部門との連携

日司連の高齢者・障害者関連対応部門の活動内容は、当法人の地域連携部会の活動と重なる部分も多いので、双方の情報を共有し互いの活動の連携につなげる仕組みを検討する。

【法人管理業務等】

1 組織財政改革検討事業

(1) 将来に備えるための支出削減を含む適正な法人運営と公益増進のための組織財政改革

① 財務運営の抜本的改革について

当法人の財務運営については、日司連との合同会議により令和元年8月に当法人の「財務運営の検討に関する基本方針について」を定め、(ア)支部の遊休財産の保有比率が一定割合を超える部分は法人（本部）の予算に組み入れること、(イ)全国同一基準による事務委託費を算定し、本部から各司法書士会にその事務委託費を支払うことを基本方針とし、さらに令和元年10月に「当法人の財務運営改革の具体化（案）について」を公表して、

(a)令和4年度末現在における支部遊休財産の保有比率が100%を超える部分は法人（本部）の予算に組み入れ、令和5年度以降も同様とすること、(b)本部と支部の会費収入の配分割合は7:3とすること、(c)当法人から司法書士会へ支払う事務委託費は、令和3年度末の会員数を算定基準とした金額とすることを提案し、司法書士会の理解と協力が得ら

れるよう努めているところである。

以上を踏まえ、令和3年度は、引き続き当法人の財務運営改革について、日司連との合同会議においても継続して協議をしながら司法書士会の理解と協力が得られるよう努力するとともに、令和5年度実施に向けて、支部との意見交換を経て、本部としてガバナンスの強化、支部間での平準化課題への取組等を行う。

あわせて、将来の事業執行体制の基盤の整備・強化を目的として、法人全体の財務体質の更なる健全化を目指し、今後の事業の執行にメリハリをつけるために、既存の事業については現時点における喫緊の課題とそうでないものを仕分けして優先順位を付け、必要性、緊急性等の観点から優先順位の低い事業については一時的に停止すること等の検討を行う。

② 組織運営の見直しについて

当法人の財務運営改革を進めるにあたり、日司連や当法人内からは、財務運営にとどまらず組織運営そのものについて抜本的な改革が必要ではないかとの意見や指摘を受けたことを機に、令和2年度から日司連と、当法人の組織運営の検討に関する合同会議を開始した。

当合同会議においては、主な検討事項として、(ア) 総会運営の在り方 (イ) 役員選考の在り方について検討がなされているところ、令和2年度には既に今後の大きな方向性を示すものとして中間報告がなされた。この中間報告においては、(ア) 総会運営の在り方については、現在の総会運営の大きな問題点として、会員の多くが委任による出席であり、総会員数に比して総会への本人出席者数が少ないことから、委任状主体の総会となり、また、委任が理事長へ集中していることが揚げられた。この点について、会員がウェブにより総会に出席することができる環境を整備し、より多くの会員が総会に関心を抱き、出席してもらうことで総会の活性化を図る方向でシステム環境や規程類などにつき具体的に検討を行っていく。

また、(イ) 役員選考の在り方については、現行の役員選考は、理事の選挙枠が3名という選挙制度であるところ、法人のトップである理事長についても選挙制度を採用すること、各地域から人材を登用する方法とし各地域からの推薦理事の枠を一定数設けること、選挙枠の理事数を増枠すること、役員選考の過程を透明化することなどが、大きな方向性として示された。スケジュールとしては、令和5年度から新たな役員選考制度のもとで役員を選任することとし、令和3年度から新たな役員制度構築に向けて具体的に検討を開始し、準備を進めていく。

⑤ 役員選任規則に基づく役員選任の実施について

役員選任規則に基づき、選挙による役員（司法書士理事）候補者の選任手続及び役員候補者選考委員会による役員候補者の選任を行う。

⑥ 会員の横領による損害の補填について

組織財政改革検討委員会の答申を踏まえ、これまでの身元信用保険代替金交付制度を廃止し、新たな制度を創設すべく、検討を継続する。

⑦ 「執務管理センター設置委員会」について

令和2年度までは組織財政改革検討対策部の下部組織として「業務報告精査センター設置運営部会」として活動していたが、令和3年度からは「執務管理センター設置委員会」として活動する。

現状各支部が行っている業務報告の精査の一部を「執務管理センター」に集約することで、業務報告精査の質及び作業効率の向上並びに支部執務管理委員の負担軽減を目指すための検討をしているところである。具体的な事業では、原則参加支部が費用負担する第1

期事業（令和 3 年度及び 4 年度）と、本部が費用負担する第 2 期事業（令和 5 年度以降）とに分け、第 1 期事業では既に東京支部と兵庫支部において職員による執務管理作業を実施している状況に鑑み、これを活かしてその規模を順次拡大していくことを想定している。

その後第 1 期事業の経過を見据えて、第 2 期事業として全国支部の参加を前提とした設置場所及び職員数等を検討した上で、当該時点で以下の項目を検証し、本部事業として実現可能か否かも含め再検討することとする。

- ① 参加支部の状況
- ② 執務管理センターにおける処理事件数の状況
- ③ 当該時点での社会情勢（テレワークの導入等）
- ④ LS システムを利用したセンター業務が構築可能か（併用も含む）
- ⑤ 執務管理センター業務の AI 化等の検討
- ⑥ 労務管理の問題
- ⑦ その他

2 未成年後見事業

(1) 未成年後見（監督）人候補者名簿登載規程の整備

内閣府による公益目的事業の変更認定を受け次第、本格的な事業の実施をすることができるよう、「入会金及び会費に関する規則」、「研修規程」、「後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載規程」、「研修実施要綱」、「会員研修と後見人等候補者名簿登載・更新の手引き」等の規則規程の検討整備を引き続き行う。

認定後遅滞なく全国の家庭裁判所に未成年後見（監督）人候補者名簿を提出することができるよう準備を進める。

(2) 会員の既存受託事件のアンケート結果の分析及び児童養護施設等訪問調査の実施

会員が受託している未成年後見（監督）業務について実施したアンケート結果について内容を分析し、業務の現状及び課題を把握し、LS システムによる業務報告の精査及び執務支援をするための土台を構築する。

また、児童養護施設等を訪問して未成年後見を必要としている未成年者の生活の実態のより正確な把握に努める。

(3) 会員に対する執務支援について

未成年後見制度は、成育途中の子どもを対象にした制度であるため、学校生活や進学、就職など、その子どもの成長に伴ってその未成年後見業務に対する向き合い方も変わっていく。また、戸籍による公示制度や報酬、損害賠償に関わる問題など、司法書士に限らず第三者が未成年後見人として業務を遂行することには、独特の難しさもある。

子ども一人ひとりによって対応が異なることも予想されることから、未成年後見業務を担当する会員に対する執務支援の在り方について検討し、業務報告時期とは別の任意の時期に個々の会員が未成年後見業務に関する支援を求めることができるよう、LS システムを利用した実効性のある執務支援体制の構築を検討し、未成年後見制度に関する調査・研究を継続する。

3 LS システム検討事業

システム開発

当法人は、法人事業の質と効率性を上げる方策として、平成 24 年度から LS システムの段

階的な開発を進めている。

令和 3 年度においても、会員、支部等からの意見を参考にして、LS システムが備える各種機能を更に充実させる為の仕様を検討し、システムへ実装を図る。

特に令和 3 年度においては、当法人の総会に関するウェブ配信や委任状等についてシステムから行えるよう仕様を検討のうえ、実装を図る。更に、運用指針の見直しや、業務報告精査センター構想への対応、事業開始確定後は未成年後見（監督）管理機能の実装に向けた検討を行う。

LS システムの開発は、当法人が全国単一の法人であるからこそ力の集中によって推進できる事業である。特にテレワークが求められるようになった令和 2 年度には、その有用性が明確になったところ、令和 3 年度も会員、支部及び本部の事務局、支部及び本部の役員等が、LS システムという道具を利用することにより、当法人の各事業が有効、効率的かつ適正に達成できることを目指して、既存機能のブラッシュアップを絶え間なく行うとともに、新機能の実装について検討を重ねていく。

4 法人管理業務

(1) 会員管理と事務局体制の充実

① 事務局の運営及び事務局体制の充実

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、オンライン会議システムを利用した会議運営が増加したが、これを通常業務として円滑に会議運営を行えるよう、職員の知識及び技術の習得が必要である。同様に、事務局のリモートワーク導入も必須となっており、設備面及び関係諸規定の整備が急務となっている。

また、専従業務が増えつつあるため、人員の増強が必要となるが、人件費の問題を考慮し、通常業務については既存の職員数を維持しつつ、作業効率を上げることができるよう、事務局体制の見直しを検討する。

② 会員の募集及び会員の名簿登載の推進

当法人は、成年後見制度を利用する高齢者や障害者等に対し、質の高い専門職後見人を継続的に供給することを社会的使命としている。この使命を果たすため、日司連及び各司法書士会の協力を得て、正会員の入会及び後見人等候補者名簿への登載を推し進める。

他方で、平成 28 年 9 月の法人業務適正検討有識者会議報告書において指摘されたように、会員数の拡大を優先して会員全体の業務の質が二の次になるようなことがあってはならない。当法人が設立当初から大事にしてきた基本的な要素、すなわち研修受講と業務報告を確実に実行している会員を後見人等候補者名簿に登載し後見人等の候補者として推薦することを、法人設立当初の原点に立ち返って重視する必要がある。そのため、後見人等候補者名簿の新規登載及び登載更新の際に理事会が付す意見の基準（名簿登載規程別表）に従い、後見人等候補者名簿登載者の質の確保を図る。

③ 後見人等候補者名簿への登載事務と各種名簿の管理

後見人等候補者名簿への新規登載及び登載更新の事務を適正かつ円滑に行う。また、会員名簿、後見人等候補者名簿その他当法人が備える名簿を適正に管理する。

④ 定款、諸規則・諸規程の整備

当法人の定款及び諸規則・諸規程については、必要に応じて見直しの作業を行う。

当法人の規程類は 70 を超えているところ、部門ごとによる管理が複雑となっており、事務作業の負担も増大してきているので、規程管理システムを導入し、法人内における規程類の一元的な管理体制を構築するとともに、法令の改正などに正確かつスピーディ

一に対応できるよう事務作業の効率化と負担軽減を図る。

⑤ 総会の運営について

コロナ禍の影響による通常通りの開催が困難な場合も想定し、円滑な総会運営ができるよう準備を進める。特に、総会会場で出席できない会員であっても、総会会場外から総会に出席できるよう、ウェブを活用した出席型ハイブリッド総会の開催も視野に入れ、実現に向けて必要な検討・準備を行っていく。

会員数の増加により、総会の事前準備や当日の運営の事務作業の負担が年々著しく増大しているが、運営のシステム化による軽減を図ることを検討していくとともに、限られた会議時間の中で多くの議案を適正に審議できるようにするため、これまでの総会の反省を活かし、円滑な総会運営ができるよう準備を進める。

⑥ 寄附金・助成金の募集

当法人のより充実した事業執行のため、利益相反関係に配慮しつつ、寄附金・助成金の募集及び受入れを行う。

(2) 公益法人としての会計経理の事務対応と業務運営支援

① 会計処理及び PCA 法人会計ソフトの運用に関する事務及び支部支援

会計処理及び PCA 法人会計ソフトの運用に関する事務について習熟度を高め、公益法人としての適正な会計経理を行う。全国 50 支部の会計担当と本部財務委員会のメーリングリスト等を利用し、支部の疑問点等を速やかに解消していく。

② 公益認定基準に基づく財務体制の維持に関する事務及び支部支援

公益認定基準の一部である財務三基準(収支相償、公益目的事業比率及び遊休財産額)を遵守することが、公益目的事業の適正な実施の指標であるとともに、公益認定継続の重要な要件である。そのために、支部を含む法人全体で適正な予算の作成及び執行ができるように事務局及び支部への支援を行う。

③ LS システムの会費管理に関する事務及び支部支援

入会金・定額会費・定率会費については、会員が LS システムにより入会手続や報酬報告を行い、原則として口座振替により直接本部に納付することになっている。令和 3 年度も、事件登録、報酬報告の遺漏を含む会費納付の遅滞を防止すべく、支部並びに本部 LS システム検討委員会及び財務委員会等が協働して対応する。

(3) 個人情報保護のための安全管理措置の実施

当法人(本部・支部)が保有する個人情報につき、漏洩等が生じないよう安全管理措置の実施に努める。

引き続き、①当法人が保有している情報の内容や保管・利用形態等を把握するための管理台帳・ワークフローの作成、②役員・委員・事務局職員等に対する教育・研修の実施、③規程類に沿った個人情報の取扱いがなされているかといった運用の確認等を通じて安全管理措置を図る。

そして、更に実効性のある安全管理措置を実施できるよう、いくつかの支部から、支部における個人情報の保有・管理状況につき意見の聴取などを行い、安全管理措置の向上を図る。

また、当法人内の個人情報を含む情報全般の保護システムについても、組織的安全管理措置・物理的安全管理措置・技術的安全管理措置・人的安全管理措置の観点から適宜検証し、検出された問題については、速やかに対応策を策定の上、具体的な安全管理措置を講じる。

(4) 法人全体のコンピュータシステム化の検討及び環境整備の実施

法人の事業及び事務処理の効率化並びに労務環境の改善のため、喫緊の課題である以下の項目を中心に、法人全体のコンピュータシステム化の検討及び環境整備を実施する。

- ① WEB会議システムに関する導入検討及び環境整備並びに運用
- ② ハイブリッド参加型バーチャル総会システム（動画配信のみ）の導入検討及び環境整備並びに運用
- ③ ハイブリッド出席型バーチャル総会システムの導入検討